

乳幼児等医療費補助制度の改正について

1 実施時期

平成29年1月1日～

2 改正内容

(1) 対象年齢

改正前（平成28年12月31日まで）	改正後（平成29年1月1日～）
小学校就学前までの乳幼児又は小学校1・2年生の発達障害児	入院 中学3年生まで 通院 小学3年生まで

(2) 一部負担金

[表1]（改正前）

区分	負担Ⅰ		負担Ⅱ	
	0歳児	1歳児から小学就学前の6歳児 小学校1・2年生の発達障害児		
		乳児健康相談等受診者	その他の者	
入院	一部負担金なし		医療機関ごとに 1日500円（月14日まで）	
通院	医療機関ごとに初診料算定時 1日500円を限度（月4日まで）		医療機関ごとに 1日500円（月4日まで）	

平成29年1月1日より、[表1]に変わって[表2]のとおりにより一部負担金が変更となる。

[表2]（改正後）

入院	一部負担金なし
通院	<p>1 保護者の所得額が基準額未満 ・医療機関ごとに初診料算定時1日500円を限度(月4日まで)</p> <p>2 保護者の所得額が基準額以上</p> <p>(1) 未就学児 ・医療機関ごとに1日1,000円を限度（月2日まで）</p> <p>(2) 小学1～3年生 ・医療機関ごとに1日1,500円を限度（月2日まで）</p> <p>(3) 第三子以降の子ども ・医療機関ごとに初診料算定時1日500円を限度(月4日まで)</p>

※ 基準額は、給与所得295万2千円（被扶養者1人につき38万円を加算した額）

※ 所得額は、社会保険料相当額として一律8万円が控除される。

※ 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関等については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の医療機関等とみなす。

※ 保険薬局で処方箋に基づき薬剤の支給を受けた場合、指定訪問看護、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復の施術を受けた場合には、一部負担金を支払う必要はない。

(3) 受給者証

「乳幼児等医療費受給者証」⇒「こども医療費受給者証」

有効期間

「乳幼児等医療費受給者証」(改正前)

すでに制度の対象となっている者(未就学児、小学1・2年生の発達障害児)は、所持する乳幼児等医療費受給者証の有効期間(平成29年の誕生日の月末又は3月31日)までは、乳幼児等医療費受給者証を利用する。

「こども医療費受給者証」(改正後)

平成29年1月1日から制度の対象となる小・中学生は、平成29年1月から、こども医療費受給者証を利用します。受給者証の有効期間は、平成29年1月1日から次の誕生日の月末までとし、誕生日ごとの更新となる(ただし、小学3年生の受給者証は、通院の対象期間が終了するため、3月31日までの有効期間とし、3月に更新を行うことになる(自動更新)。中学3年生の受給者証は、3月31日までの有効期間である。)

すでに制度の対象となっている者(未就学児、小学1・2年生の発達障害児)は、乳幼児等医療費受給者証の有効期間の終了により、こども医療費受給者証に変更となる。

※注意事項

○広島県内の医療機関等を受診した場合は、現物給付となる。他方、広島県外の医療機関等を受診した場合は、償還払いとなる。

○一部負担金の区分は、受給者番号によって判別できるようにはなっていない。

○新受給者証(こども医療費受給者証)においては、一部負担金の限度額について、一部負担金限度額欄に記載するとともに、新受給者証の右上に限度額を表示する(500円、1,000円、1,500円、入院のみ)。

こども医療費受給者証		1,000円	
公費負担者番号	9	0	3 4 4 0
公費負担医療の受給者番号			
こども	氏名・性別		
	生年月日	平成	年 月 日
保護者	住所		
	氏名		
一部負担金(自己負担)限度額	通院	1,000円/日(月2日まで)	
	入院	一部負担金なし	
有効期間	平成	年	月 日 から 平成 年 月 日まで
発行機関	広島県		印
	広島市長		
交付年月日	平成	年	月 日

500円

1,500円

入院のみ

通院	初診以降定時500円/日(月4日まで)
入院	一部負担金なし
通院	1,500円/日(月2日まで)
入院	一部負担金なし
通院	*****
入院	一部負担金なし

広島市健康福祉局保険年金課福祉医療係  
担当：服部、村田 TEL082-504-2158